

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	住友ベークライト株式会社	コード	4203
提出日	2026/5/28	異動（予定）日	2026/6/24
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に独立役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	松田 和雄	社外取締役	○													○		有
2	永島 恵津子	社外取締役	○													○		有
3	若林 宏之	社外取締役	○										△					有
4	星 正幸	社外取締役	○										△				新任	有
5	山岸 和彦	社外監査役	○													○		有
6	川手 典子	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		松田和雄氏は、金融機関および事業会社の経営者として培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただいております。同氏は、当社の定める「取締役・監査役の独立性基準」（4. 補足説明参照）および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく、特定の利害関係者に偏ることなく公平な立場で助言や意見をいただいております。
2		永島恵津子氏は、公認会計士としての専門的見地ならびに財務および会計に関する幅広い見識を有しており、客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただいております。同氏は、当社の定める「取締役・監査役の独立性基準」（4. 補足説明参照）および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく、特定の利害関係者に偏ることなく公平な立場で助言や意見をいただいております。
3	若林宏之氏は、過去に株式会社デンソーの取締役を務めており、同社グループと当社グループとの間には当社グループ製品の販売に係る取引関係がありますが、取引金額は、直近事業年度における当社の「売上収益」の2%未満であり、かつ直近事業年度における同社の連結ベースの「売上原価」および「販売費及び一般管理費」の合計額の2%未満であります。したがって、同氏は独立性を有していると判断しております。	若林宏之氏は、大手メーカーの生産統括、技術全般およびITデジタル等を担当する経営者として培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただいております。同氏は、当社の定める「取締役・監査役の独立性基準」（4. 補足説明参照）および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく、特定の利害関係者に偏ることなく公平な立場で助言や意見をいただいております。
4	星正幸氏は、過去に沖電気工業株式会社の取締役を務めており、同社グループと当社グループとの間には当社グループ製品の設計・製造委託等に係る取引関係がありますが、取引金額は、直近事業年度における当社の連結ベースの「売上原価」および「販売費及び一般管理費」の合計額の2%未満であり、かつ直近事業年度における同社の連結ベースの「売上高」の2%未満であります。したがって、同氏は独立性を有していると判断しております。	星正幸氏は、金融機関における経営経験に加えて、事業会社の財務、コンプライアンス、人事、内部統制等の責任者として経営に従事されるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただくことを期待しております。同氏は、当社の定める「取締役・監査役の独立性基準」（4. 補足説明参照）および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく、特定の利害関係者に偏ることなく公平な立場で助言や意見をいただけるものと考えております。
5		山岸和彦氏は、弁護士としての専門的見地および経営に関する幅広い見識を当社の監査に生かしていただいております。同氏は、当社の定める「取締役・監査役の独立性基準」（4. 補足説明参照）および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく、特定の利害関係者に偏ることなく公平な立場で助言や意見をいただいております。
6		川手典子氏は、公認会計士および税理士としての専門的見地ならびに財務、会計および経営に関する幅広い見識を当社の監査に生かしていただいております。同氏は、当社の定める「取締役・監査役の独立性基準」（4. 補足説明参照）および東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれなく、特定の利害関係者に偏ることなく公平な立場で助言や意見をいただいております。

4. 補足説明

「取締役・監査役の独立性基準」

取締役および監査役の独立性を判断するための基準を、以下のとおりとする。

1. 取締役および監査役が独立性を有するとするためには、会社法に定める社外役員の要件を満たし、かつ、以下のいずれにも該当しないこととする。
 - ① 当社の主要な取引先（過去5年間に該当するもの）
 - ・直近事業年度における当社の年間連結売上収益の2%以上の取引がある者（法人その他の団体の場合はその業務執行者（顧問等の役職を含む））
 - ・当該対象者が主要な取引先である者の業務執行者の地位を離れている場合、退職後5年以上経過していないこと
 - ・当社を主要な取引先とする者については、取引実態に即して判断する
 - ② 弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタント等
 - ・当社から役員報酬を除き年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者（弁護士法人、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファーム等の法人、組合等の団体に所属する者を含む）
 - ・当社から年間1,000万円以上の寄付または助成を受けている者（法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者を含む）
 - ③ 主要株主
 - ・当社株式の議決権保有割合が10%以上の者（法人その他の団体の場合はその業務執行者（顧問等の役職を含む））
 - ・過去5年間に上記の法人その他の団体の業務執行者であった者
 - ④ 近親者
 - ・当社グループの業務執行者の配偶者および2親等以内の近親者
 - ・①～③に該当する者の配偶者および2親等以内の近親者については、実態に即して独立性を判断する
2. 上記1. 以外の属性において独立性が疑われる場合については、個別に取締役会が独立性を判断する。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。